



4月1日からパートナーシップ宣誓制度を拡充 ファミリーシップ制度を導入



富士市パートナーシップ宣誓制度に、ファミリーシップ制度が導入されます。

●パートナーシップ宣誓制度とは？

二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持ち協力し合って共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓し、市は二人が宣誓したことを公的に証明する制度です。

●ファミリーシップ制度とは？

パートナーシップの宣誓をした二人が、子や親などを家族として届け出ることができる制度です。

ファミリーシップ制度を導入することで、公的に認められることにより、精神的に安心して市民生活を送れることや、子育てや親の介護などの日常生活で直面する家族の困り事が少しでも解消されることが期待されます。

●ファミリーシップの定義

パートナーシップにある双方またはいずれか一方の子、親及びその他市長が認める人が家族として協力し合う関係を言います。

●手続に必要な書類

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、戸籍抄本、本人確認ができる書類、パートナーシップにある双方またはいずれか一方の子・親等であることを証明する書類

●パートナーシップ・ファミリーシップ制度の手続の流れ

- ①事前予約 宣誓したい日の14日前までに、電話、メール、市ウェブサイトでの申込フォームで予約
 - ②宣誓 市役所で宣誓書に記入し、必要書類とともに提出
 - ③交付 市は要件確認後、一週間以内に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」などを交付
- ※既にパートナーシップを宣誓している人でファミリーシップ制度の利用を希望する場合は、電話またはメールでご連絡ください。
- ### ●ファミリーシップ制度導入により受けられるサービス
- ・幼稚園、保育施設の入園、入所に係る手続や送迎に関する配慮
 - ・要介護認定の申請 など

問合せ

市民活躍・男女共同参画課（市役所3階）
☎(55)2724 ☎(55)2864
E:si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント



65歳以上の皆さんへ 運転免許の自主返納を支援します

市では、令和元年度（平成31年度）以降に65歳以上で運転免許を自主返納または、失効された人を対象に「免許証返納者用富士市内公共交通回数券」を交付しています。

◆「免許証返納者用富士市内公共交通回数券」とは？

運転免許を自主返納または、失効した年度から起算し5年間交付を受けることができる5000円分の回数券です。

◆次の公共交通機関で利用可能

市内コミュニティ交通（しおかせなど）、路線バス（富士急静岡バス・山梨交通）、岳南電車、タクシー（県タクシー協会）に加盟している市内のタクシー会社）

◆申請方法は？

対象／市内在住で、平成31年4月1日以降に、次のどちらかに当てはまる人

- ①運転免許を自主返納した人
- ②運転免許が失効した人

※免許返納日、失効日において満65歳以上の人が対象です。

持ち物／

- ①に該当：「申請による運転免許の取消通知書」(取消通知書がない場合はご相談ください)
- ②に該当：有効期限が切れた運転免許証や運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター発行・有料）など、

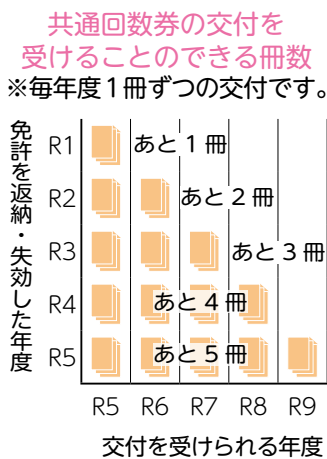
失効日を証明するもの

※別世帯の代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

申請場所／市民安全課（即日交付）または最寄りの地区まちづくりセンター（後日郵送）

◆申請は初回のみ

2回目以降の分は、初回の申請に基づき毎年度1冊ずつ回数券を郵送します。



！注意ください

運転免許の自主返納日または失効日が確認できない場合、交付できません。

問合せ

市民安全課（市役所3階）
☎(55)2831 ☎(51)0367
E:si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら